（臨床研究法の一部改正）

第三十五条　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同号ニ中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十六条　臨床研究法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同号ヘ中「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「循環器病対策推進協議会」を「循環器病対策推進協議会　医薬品等行政評価・監視委員会」に改める。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

（医薬品等行政評価・監視委員会）

第十一条の六　医薬品等行政評価・監視委員会については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　河野　太郎

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十四号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定地域づくり事業協同組合
第一節　認定（第三条―第九条）
第二節　特定地域づくり事業（第十条）
第三節　監督（第十一条―第十四条）
第四節　国及び地方公共団体の援助等（第十五条・第十六条）
第五節　補則（第十七条―第二十条）
第三章　雑則（第二十一条―第二十四条）
第四章　罰則（第二十五条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう。

2　この法律において「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう。

3　この法律において「特定地域づくり事業協同組合」とは、次条第一項の認定を受けた事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）をいう。

4　この法律において「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う第十条第一項及び第二項の事業をいう。

第二章　特定地域づくり事業協同組合

第一節　認定

（認定）

第三条　地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が第三項各号に掲げる基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　役員の氏名及び住所
三　特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
四　地区
五　事業
六　その他総務省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　その地区が次のいずれにも該当すること。
イ　一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
ロ　その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

二　その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。
イ　その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。
ロ　当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。